平成２９年（フ）第１６号
静岡県掛川市吉岡1021番地
債務者　松井　勇介
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
静岡県掛川市大坂1481番地　プラザサモワールＩ210
債務者　栗田　佳彦
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１０４１号
大阪府枚方市長尾台３－３－２　安藤方、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目22番15号　ソレイユ南武庫之荘413
債務者　横田　雄大
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４０号
大阪市西成区岸里東１丁目26番13号　アイリス岸里　401
債務者　関口　花子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１６７号
大阪市中央区瓦町２丁目４番10―1402号
債務者　光弘　力崇
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１０号
大阪市住吉区杉本１丁目５番28―301号
債務者　河村由樹子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６９４号
大阪市淀川区西宮原１丁目６番20―602号
債務者　森山　達正
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６９５号
大阪市淀川区西宮原１丁目６番20―602号
債務者　森山きよ乃
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７８９号
大阪市旭区高殿２丁目７番12号　コーポ西宮303
債務者　吉水　瑞絵
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１７号
大阪市生野区鶴橋２丁目11番28号　ジュネス絹田Ⅲ号館　506号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２９号
大阪府枚方市津田駅前１丁目25番31―204号
債務者　布村千代子（旧姓小園）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４４号
大阪府箕面市萱野１丁目１番27号（402号）
債務者　加藤　世子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３８号
大阪市旭区清水４丁目12番15―204号
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９４１号
大阪市西区九条南２丁目３番６号
債務者　美馬　保幸
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９４４号
大阪市西区立売堀１丁目４番22―607号
債務者　深澤　有樹
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２号
岡山県久米郡久米南町山ノ城364番地
債務者　志茂　久徳
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第６５号
香川県高松市藤塚町２丁目７番27号　白井アパート101
債務者　松崎りか子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係